

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

加 政 発 第 号
令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 加須市地域公共交通会議
住 所 埼玉県加須市三俣二丁目 1 番地 1
代 表 者 氏 名 会 長 萩 原 利 一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

令和 8 年 月 日

(名称) 加須市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

・高齢社会の進展等による高齢者等の交通弱者の増加に伴い、通院や買い物等の市民の日常生活の足の確保や社会参加機会の提供が求められている。

・高齢者等の交通弱者対策と公共交通空白地域の解消を推進するとともに、市全域における一体的なまちづくりに資するため、地域の特性や住民のニーズに適合した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

指 標	目標値 (令和 8 年度)	実績 (令和 7 年度)
シャトルバスの利用者数	30 人以上/日	15.7 人/日
デマンド型乗合タクシー利用登録者数	18,500 人	19,622 人
デマンド型乗合タクシーの利用者数	160 人以上/日	124.0 人/日

(2) 事業の効果

市全域において、交通不便地域の対応を図ることができ、高齢者等を始めとする交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。さらに、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

(加須市公共交通計画 P 66 参照)

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・広報紙やHPでの制度の周知（加須市）
- ・利用ガイドの作成・配布（加須市）
- ・系統や便数、運行ダイヤ見直しの検討（加須市）

(加須市公共交通計画 P 60～P 63 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添表 1 のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るシャトルバス及びデマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 204,235,980 円（令和 8 年度予算）のうち、加須市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数等について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和8年 月 日

地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請について合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・加須市地域公共交通会議に、住民及び利用者の代表が委員として参画し、加須市地域公共交通総合連携計画を策定した。
- ・新たなコミュニティバスの導入に向けた地域別の懇談会の開催、既存コミュニティバス利用者等に対するアンケート調査、加須市地域公共交通総合連携計画案に対するアンケート調査などを行い、市民意向を加須市地域公共交通総合連携計画に反映した。
- ・運行開始後における市民の意見・要望等データ等を基に、より利便性の高いコミュニティバスの運行に向け、加須市地域公共交通会議を開催し協議を行っている。
- ・上記の加須市地域公共交通会議の協議を経て、平成25年6月からデマンド型乗合タクシーの運行方法の見直しを、同年10月からシャトルバスの運行経路延伸及び停留所の増設を実施した。
- ・デマンド型乗合タクシー（中エリア）において、希望の便の予約ができない場合が発生していたことから、利用者のニーズに応えるため、平成28年4月から運行車両を1台増車した。
- ・新たに整備された県道を活用し、路線バスの廃止による影響を受けた地域住民の利便性の向上を図るとともに、医療機関への移動手段の確保を図るため、平成28年7月からシャトルバスの運行経路変更及び停留所の増設を実施した。
- ・大型商業施設（ピアシティ大利根）の新設に伴う利用状況を鑑み、エリア外乗入ポイント（北エリア→中エリア）の増設を実施した。
- ・令和4年1月からシャトルバスの運行経路変更及び停留所の増設と、デマンド型乗合タクシーを中エリアと南エリアに1台ずつ合計2台の増車を実施した。
- ・加須市地域公共交通会議において、令和4年3月に加須市地域公共交通計画を策定した。
- ・令和4年6月の済生会加須病院の開院にあわせて、シャトルバスの同病院への乗り入れを開始した。また、デマンド型乗合タクシーのエリア外乗入ポイント（中エリア→南エリア）に同病院を追加した。
- ・令和5年2月からデマンド型乗合タクシーの現在地確認や、到着5分前通知機能が搭載された予約アプリを導入した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

（所 属）加須市 総合政策部 政策調整課

（氏 名）関根 徹・中川 龍之介・小川 耀

（電 話）0480-62-1111（内線348）

（e-mail）seisaku@city.kazo.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
加須市	朝日自動車(株)	(1) シャトルバス	新古河 駅西口	加須駅 南口	済生会 加須 病院	往 30.9 km 復 30.9 km	308 日	1232 回			路線定期運行	② (2)	新古河駅西口及び柳生駅 で東武日光線、加須駅南口 で東武伊勢崎線と接続	③
加須市 久喜市	加須タクシー(株)	(2) デマンド型乗合タクシー (北エリア)	北エリア及び栗橋駅西口 中エリア一部施設			往 km 復 km	308 日	3080 回			区域運行	② (2)	新古河駅及び柳生駅で東武 日光線、栗橋駅でJR宇 都宮線及び東武日光線と 接続	③
	加須タクシー(株)	(3) デマンド型乗合タクシー (中エリア)	中エリア及び栗橋駅西口 南エリア一部施設			往 km 復 km	308 日	5409回			区域運行	② (2)	加須駅及び花崎駅で東武 伊勢崎線、栗橋駅でJR宇 都宮線及び東武日光線と 接続	③
	騎西タクシー(有)	(4) デマンド型乗合タクシー (中エリア)	中エリア及び栗橋駅西口 南エリア一部施設			往 km 復 km	308 日	5409回			区域運行	② (2)	加須駅及び花崎駅で東武 伊勢崎線、栗橋駅でJR宇 都宮線及び東武日光線と 接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	加須市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	70,276
交通不便地域等	23,732

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
9,432	加須地域	局長指定
5,001	北川辺地域	局長指定
9,299	大利根地域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
加須市地域公共交通計画	令和4年3月31日	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

地域公共交通計画の期間が補助対象期間に満たないことについての理由書

加須市地域公共交通計画の期間が、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなっており、補助対象期間である令和8年10月1日から令和9年9月30日を満たしていません。

このため、令和8年度末までに本計画の計画期間を令和10年3月31日まで延長し、補助対象期間を満たすよう改訂手続きを進めてまいります。

令和8年6月 日

加須市地域公共交通会議
会 長 萩原 利一